

改正

平成9年3月27日条例第5号  
平成12年3月31日条例第7号  
平成23年3月31日条例第2号  
平成25年3月27日条例第8号  
平成25年12月25日条例第34号  
平成29年9月15日条例第20号  
平成30年3月15日条例第11号  
平成31年3月25日条例第4号  
令和元年12月20日条例第21号  
令和2年12月21日条例第46号

倉吉市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、農村環境改善センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 農業及び農村環境の健全な発展を期し、農家生活の改善及び合理化、農業者等農村在住者の健康増進、地域文化及び福祉の向上等に資するため、次の施設を設置する。

名称	位置
倉吉市農村環境改善センター	倉吉市生田

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、法第244条の2第3項の規定により指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に倉吉市農村環境改善センター（以下「センター」という。）の管理運営を行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの利用の許可に関する業務
- (2) センターの施設等の維持管理に関する業務
- (3) その他センターの運営に関して市長が必要と認める業務

(利用の許可)

第5条 センターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 利用者は、その利用に当たって特別な設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

3 指定管理者は、前2項の許可をする場合においてセンター管理運営上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(許可の制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、設備等を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき又はその利用が不相当と認められるとき。

(転貸の禁止)

第7条 利用者は、利用の許可に係る権利を第三者に転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用を中止し、又は退去を命ずることができる。この場合において、利用者が損害を受けることがあっても市及び指定管理者はその責を負わない。

- (1) 第6条各号のいずれかの規定に該当するに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) この条例に違反したとき。
- (4) 災害その他やむを得ない理由により、市長が特に認めたとき。

2 利用者が利用を取消しようとするときは、あらかじめ指定管理者に届け出なければならない。

(利用料金)

第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない理由により利用できなくなったときその他特別の理由があるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、その利用が終わったときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。第8条の規定により利用の許可を取り消されたとき又は利用を中止されたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者は、施設、設備等を汚損し、又は毀損した場合において原状回復ができないときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月27日条例第5号抄）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 9 改正後の倉吉市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例第8条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用する。

附 則（平成12年3月31日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の条例の規定に基づき、現に使用許可又は利用許可を受けている者の使用料又は利用料金は、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日条例第2号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成25年3月27日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月25日条例第34号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（倉吉市行政財産使用料条例第2条の改正を除く。）、第4条の改正規定中第11条の改正、第10条の改正規定、第18条の改正規定中第8条第2項を削る改正並びに第21条の改正規定中第5条及び別表の改正並びに第24条の改正規定中第11条第1項第2号の改正は、公布の日から施行する。

（倉吉市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第16条 第18条の規定による改正後の倉吉市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用（公布日以後に許可したものに限り。）に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年9月15日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の倉吉市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の倉吉市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（準備行為）

- 3 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成30年3月15日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 3月25日条例第 4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）  
（倉吉市行政財産使用料条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第 2条の規定による改正後の倉吉市行政財産使用料条例第 2条の規定は、施行日以後の使用（この条例の公布の日（以下「公布日」という。）以後に許可したものに限り。）に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。  
（倉吉市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 16 第16条の規定による改正後の倉吉市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の利用（公布日以後に許可したものに限り。）に係る利用料金について適用し、施行日前までの利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月20日条例第21号）

この条例は、令和 2年 1月 1日から施行する。

附 則（令和 2年12月21日条例第46号）

この条例は、令和 3年 4月 1日から施行する。

別表（第 9条関係）

区分		多目的ホール等の利用料金（1時間当たり）	冷暖房の利用料金（1時間当たり）
営 利 を 目 的 と し な い 利 用	多目的ホール	660円	—
	生活研修室	165円	110円
	農産加工兼調理実習室	330円	110円
営 利 を 目 的 と す る 利 用	多目的ホール	1,320円	—
	生活研修室	330円	110円
	農産加工兼調理実習室	660円	110円
備考	(1) 1時間に満たない場合は1時間とする。		

	(2) 特別設備等を利用する場合は、実費相当額を納付する。
--	-------------------------------